

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書

日本国及びアメリカ合衆国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の多年にわたる友好関係及び協力を認識し、

両締約国間の堅固な安全保障関係及び防衛関係の重要性を再確認し、

二千十六年一月二十二日に東京で署名され、同年四月一日に効力を生じた日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（以下「特別協定」という。）を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

1 特別協定第一条及び第二条中「二千二十年」を「二千二十一年」に改める。

2 特別協定第七条中「二千二十一年三月三十一日」を「二千二十二年三月三十一日」に改める。

3 この議定書は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。この3の中段の規定にかかわらず、この議定書が二千二十一年三月三十一日後に効力を生ずる場合には、両締約国は、この議定書が二千二十一年三月三十一日に効力を生じたものとしてこの議定書を適用する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十一年二月二十四日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

茂木敏充

アメリカ合衆国のために

ジョセフ・M・ヤング